

大仏商店会会則

第1章 総則

- 第1条 この会は、大仏商店会と称し、大仏駅を中心とした各種業者を以って組織する。
- 第2条 この会は、会員相互の親睦を図り、且つ事業遂行上の研究と共存共栄の実を上げる事を目的とする。
- 第3条 この会の事務所は、会長宅に置く。

第2章 事業

- 第4条 この会の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 会員の福利厚生の研究、並びに親睦会の開催
 - (2) 商店経営に関する講習会、並びに研究会の開催
 - (3) その他、この会の目的達成に必要と認める事業

第3章 会員

- 第5条 この会の会員は、第1条に該当する者で、役員会に於いて入会の承諾のあった者に限る。
- 第6条 会員は、第2条の目的に反した行為をなした者は、役員会の決議により除名する事が出来る。
- 第7条 会員が、脱会する時は、役員会の承認を要する。
尚、脱会した会員は、会の財産の分配既納金の返還の請求は出来ない。
- 第8条 会員は、別に定められて会費を納入し、決定された事項に従う義務を有する。
尚、会費を正当な理由なくして6か月以上滞納した場合は、自動的に会員の資格を失う。

第4章 役員

- 第9条 この会に、次の役員を置く。
- | | |
|-----|-----------|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 理 事 | 8名 (含む会計) |
| 監 事 | 2名 |

- 第10条 会長は、総会に於いて選出する。
副会長、理事は会長が之を推薦する。監事は全員に依り選出する。
- 第11条 会長は、会を代表し、会議を統括する。
- 第12条 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、之を代理する。
- 第13条 理事は、会長の指示により、会の事務、会計等を処理する。
- 第14条 監事は、この会の会計を監査し、会員に之を報告する。
- 第15条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 第16条 本会に顧問又は相談役を置くことが出来る。役員会にて推薦し総会の節に報告する。

第5章 会議

- 第17条 この会の会議は、定期総会、臨時総会及び役員会とする。
- 第18条 定期総会は、毎年1回開催し、会長が之を招集する。
臨時総会は、会長が必要と認めた時、招集する事が出来る。
- 第19条 会議は、全会員の3分の1以上の出席を以って成立し、出席人員の3分の2により決議する。
- 第20条 総会は、次の議案について審議し議決する。
(1) 前年度事業及び決算
(2) 新年度役員選出
(3) 本年度事業計画及び予算
(4) 会則の改廃その他

第6章 会計

- 第21条 この会の経費は、会費及び寄付金その他収入を以って之に充てる。
- 第22条 会員の会費及び入会金は、次の通りとし、2か月分を全納する。
納入された会費は、誤納を除き返却しないものとする。
(1) 入会金 10,000円 (1店舗当り)
(2) 会費 ①普通店舗 月額 3,000円 (1店舗当り)
②大型店舗会費 月額10,000円 (1店舗当り)
③街路灯賛助会費 月額 1,000円 (1店舗当り)

第23条 会費及び入会金の増減額等は、総会及び定例会によって決定する。

第24条 この会の会計年度は、毎年4月1日に開始し、翌年3月31日に終了する。

第7章 雑則

第25条 この会は、次の帳簿を置き、会員の要求により閲覧出来るものとする。

- (1) 会員及び役員名簿
- (2) 会費徴収台帳
- (3) 金銭出納簿
- (4) 重要書類

第26条 慶弔規定は、役員会に於いて別に決定する。

第27条 この会則は、昭和48年6月13日より実施する。

第8章 街路灯賛助会員

第28条 会員とは別に商店会設置の街路灯の維持管理に賛同する者を街路灯賛助会員として募る。

第29条 街路灯賛助会員は会の定める会費を納入する。

第30条 街路灯賛助会員は定期総会、臨時総会での議決権を持たない。

第31条 第8章は平成11年6月1日より実施する。

第9章 特別名誉会員

第32条 特別名誉会員は正会員と同等の権利を所有し会の定める会費等は免除とする

第33条 第9章は平成24年12月9日より実施する。